

新宿区個人情報保護管理運営会議（第5回）概要

開催日時・場所

令和8年9月1日（火） 午前9時30分～午前10時00分

本庁舎3階 庁議室

出席会員等

寺田副区長（会長）、総合政策部長（副会長）、総務部長、文化観光産業部長、福祉部長、子ども家庭部長、健康部長、保健予防課長、教育委員会事務局次長、総合政策部政情情報課長、情報戦略課長

《 議事概要 》

1 審議内容

新宿区個人情報保護管理運営会議の組織及び運営に関する要綱第3条第3号に掲げる事項

【審議事項】

- (1) L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）
⇒ 承認
- (2) クラウドストレージサービス（Box）の利用に係る外部結合について（情報項目の追加）
⇒ 承認
- (3) L I N E を活用した情報配信に係るシステムの構築等について（情報項目の追加）
⇒ 承認
- (4) 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）における外部結合について（Web相談の実施）
⇒ 承認
- (5) 地方公共団体情報システム標準化に対応した障害者福祉システムへの移行等について
⇒ 承認
- (6) e L T A X 納付導入に係る共通納税 IFS との外部結合について
⇒ 承認
- (7) 新宿区子育て応援臨時給付金給付事業に係るシステム改修等について
⇒ 承認
- (8) 公害補償システム再構築に係るデータ移行の業務委託について
⇒ 承認
- (9) 予防接種事務のデジタル化に伴う外部結合等について（特定個人情報保護評価の報告）
⇒ 承認
- (10) いじめの調査等にかかる外部結合等について
⇒ 承認
- (11) 入学祝金支給事業における電子申請の導入について
⇒ 承認

【サイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する者からの主な助言】

運用上及びシステム上の情報保護対策について、サイバーセキュリティに関する専門的な立場から、以下のような助言を受け、反映した。

- ・マイナンバーを利用した予防接種事務であり、さらにPMH（Public Medical Hub）を介した情報連携、マイナポータル、医療機関とのオンライン連携を行うため、特定個人情報保護評価（PIA）の中でも特に情報連携・認証・委託・外部アクセスに関する評価が重要である。従来の庁内システムだけではなく、複数組織との連携が行われるため、①PMHを経由する情報連携、②マイナポータル利用時、③医療機関の端末管理、④委託事業者の管理のリスクを重点的に評価すること。また、PMHを利用する場合は、通常の情報連携に加え、①PMHは情報の中継基盤であり、各主体（区、デジタル庁、厚生労働省、医療機関）の責任分界点を明確にすること、②PMH障害時の代替運用（紙運用や後日登録など）を定め、復旧後のデータ整合性を確保すること、③API利用時の認証・認可方式（証明書、トークン等）が適切であること、④送受信データの完全性・真正性を確認する仕組み（電子署名やメッセージ認証等）があることなどについても確認すること。
- ・Bot Express社のセキュリティ対策については、事前に確認・検討すること。

【発言】

- ・審議事項（８）について
- ・会長（寺田副区長）：**公害補償システムの再構築に伴う新システムへのデータ移行作業は、健康政策課の執務室内で委託事業者が行うとのことだが、作業中の個人情報の漏えい及び不正な持出しを防止するため、どのような安全管理措置を講じるのか。**
- ・区政情報課長：委託事業者がデータ移行作業を行う際は、事前に作業内容の報告を受け、区職員が立ち会うとともに、作業を行う従事者及び使用する端末を限定するなど、個人情報の不正な閲覧、複製及び持出しが行われないよう確認を徹底します。

データ移行に当たっては、インターネット回線を経由せず、現行システムから個人情報を含むデータをCSV形式で出力し、一時的に区の端末内へ保存した上で、新システムへ取り込みます。CSVデータを一時保存する際は、取扱職員を必要最小限に限定するとともに、複数の職員が共用するフォルダには保存せず、データ移行作業専用のフォルダに保存し、取扱い者を限定します。

また、新システムへの取込み及び検証が完了した後は、区の端末内に一時保存したCSVデータを速やかに削除します。

・審議事項（９）について

・会員 : 紙の予診票を使用する場合においても、医療機関はオンライン資格確認等システムを利用するとのことだが、同システムを通じて、具体的にどのような情報を確認するのか。

・区政情報課長 : 紙の予診票を使用する場合においても、接種対象者であること及び過去の接種履歴を正確に確認し、今回の接種記録と適切にひも付ける必要があります。このため、医療機関では、紙の予診票に記載された内容を確認するほか、マイナンバーカードを用いてオンライン資格確認等システムを利用し、区が管理する予防接種対象者情報及び接種履歴を確認します。これにより、接種対象者の取り違い、接種間隔の誤り及び接種記録の重複・登録漏れ等を防止し、適正な予防接種の実施及び記録管理につなげます。

・会員 : マイナンバーカードを保有していない方の接種履歴等の確認はどのように行うか。

・区政情報課長 : マイナンバーカードを保有していない方については、区が発行する予診票に記載された「予防接種対象者番号」により対象者を一意に特定します。医療機関は、予防接種対象者番号を用いて、対象者情報の確認、接種記録の登録、費用請求等をデジタルで実施することができ、マイナ保険証利用時と同様の運用が可能です。

また、詳細はまだ示されていませんが、接種間隔チェックについても、システムが過去の接種履歴をもとに実施するため、マイナ保険証を保有していない場合も適切に確認することができます。